

県北広域振興局長告示第27号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和3年10月26日

県北広域振興局長 高橋 進

1(1) 名称 野田村城内特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡野田村地内の国道45号と村道通学路線との交点を起点とし、起点から国道45号を東に進み村道川原屋敷線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み村道新山線との交点に至り、同点から同村道を北に進み村道桜庭線との交点に至り、同点から同村道を北に進み九戸郡野田村と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み村道金浜川原屋敷線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み村道桜庭線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み村道下新山線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み一般県道野田長内線に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を南西に進み一般県道野田長内線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み一般県道野田港線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み臨港道路との交点に至り、同点から同道路を北東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み米田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み村道土内米田線下向橋との交点に至り、同点から同村道を西に進み村道野平線との交点に至り、同点から同村道を北に進み村道米田中平線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み村道泉沢大須賀線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道城内二又線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道中平種綿線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み村道明内泉沢線との交点に至り、同点から同村道を北に進み村道中平上明内線との交点に至り、同点から同村道を西に進み主要地方道野田山形線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み村道秋田線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み民有林75林班と76林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み東北電力久慈南線（送電線）との交点に至り、同点から同送電線を北西に進み九戸郡野田村と久慈市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み宇部川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み村道通学路線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 九戸村江刺家特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡九戸村地内の国道340号と村道田代山屋線との交点を起点とし、起点から国道340号を北に進み村道築場軽米線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み瀬月内川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み村道江刺家山屋線との交点に至り、同点から同村道を東南に進み村道田代山屋線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器